

平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件）の一部を改正する件の概要

令和 8 年 7 月
農林水産省農産局企画課

I. 改正の趣旨

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 55 号）では、米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業を行う者に対し、定期報告等を求めることとしており、当該措置の対象となる飲食料品は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）において、米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミール等のほか、「その他米穀を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの」を定めることとしている。

本告示案では、「その他米穀を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの」に関し、具体的な品目を指定する。

II. 改正の概要

その他米穀を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するものとして、米菓生地、米菓等を定める。（第 2 号関係）

III. 施行日

令和 9 年 4 月 1 日